

# 県教育委員会におけるコンプライアンス体制等について

教育総務課

## 1 コンプライアンス体制の整備について

### (1) 目的

教職員の非違行為の発生を防止するとともに、市町村教育委員会や市町村立学校の非違行為防止活動の支援等を行うため、県教育委員会のコンプライアンス体制を整備する。

(平成 26 年 4 月 1 日から運用)

### (2) コンプライアンス体制の概要 (別紙 1 参照)

#### ア コンプライアンス委員会

- ・構成：教育長、教育次長、事務局の各課・室長
- ・業務：県教育委員会の非違行為防止の徹底、非違行為発生時の問題解決、市町村教育委員会・市町村立学校の非違行為防止等の体制確立の促進など
- ・その他：教育委員会事務局の各所属にコンプライアンス責任者を配置  
各県立学校は、既存の非違行為防止委員会を活用

#### イ コンプライアンスアドバイザーの設置

- ・構成：弁護士、カウンセラー等の外部有識者（3 人以内）
- ・任務：県立学校で生じた特に重大な非違行為の問題解決に関する助言（市町村立学校については、市町村教育委員会の要請に基づく）、教職員のための通報・相談窓口の運用状況の確認等

#### ウ 教職員のための通報・相談窓口の設置

別紙 2 のとおり

## 2 事例集等の作成について (別冊)

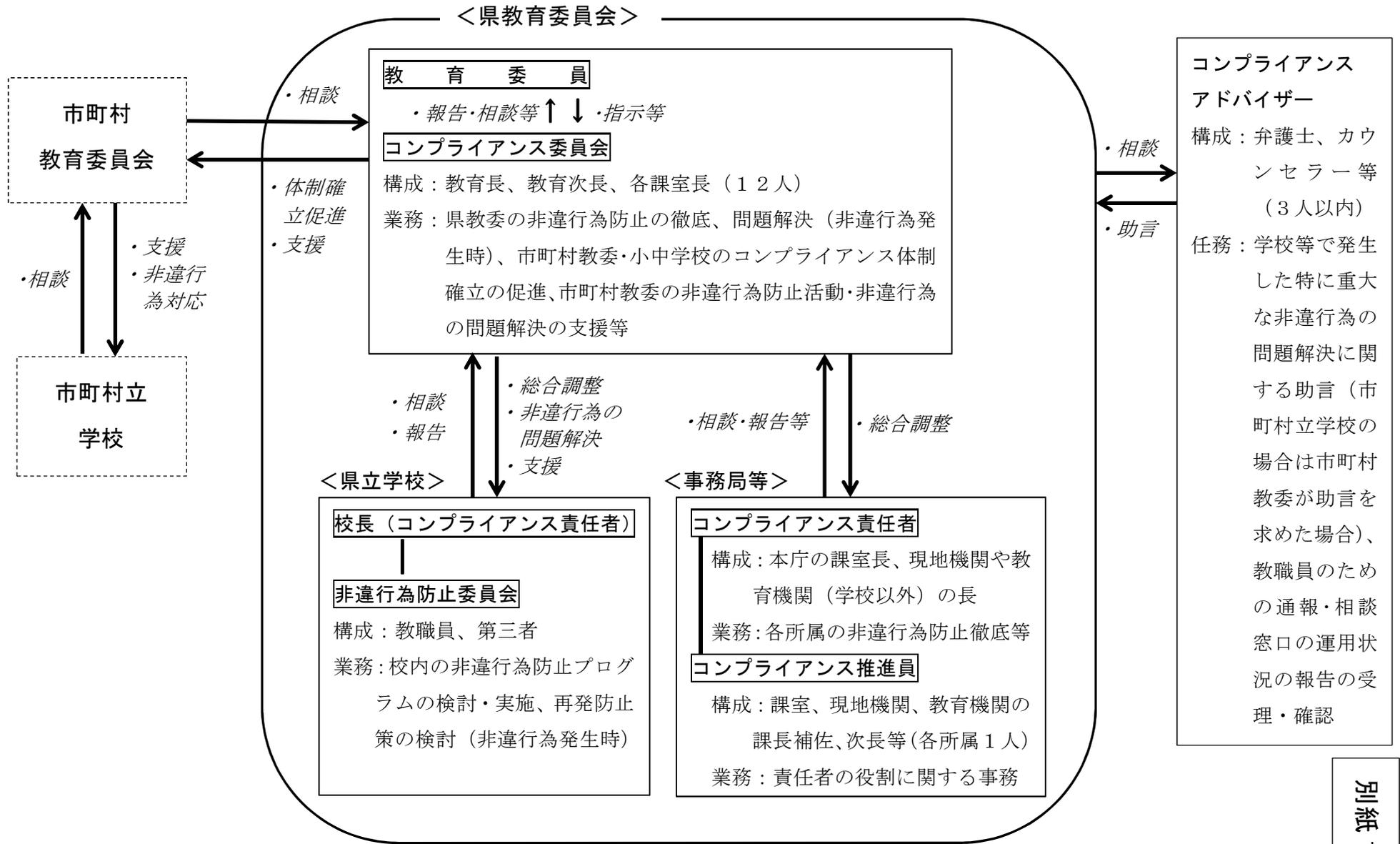
以下について、校内研修や各校独自のマニュアルづくりに活用

- ・「非違行為の根絶に向けて～教え子や家族を悲しませないために～」

(懲戒処分等の事例集)

- ・「教職員の非違行為対応マニュアル作成の手引き」

# コンプライアンス体制の概要



## 教職員のための通報・相談窓口について

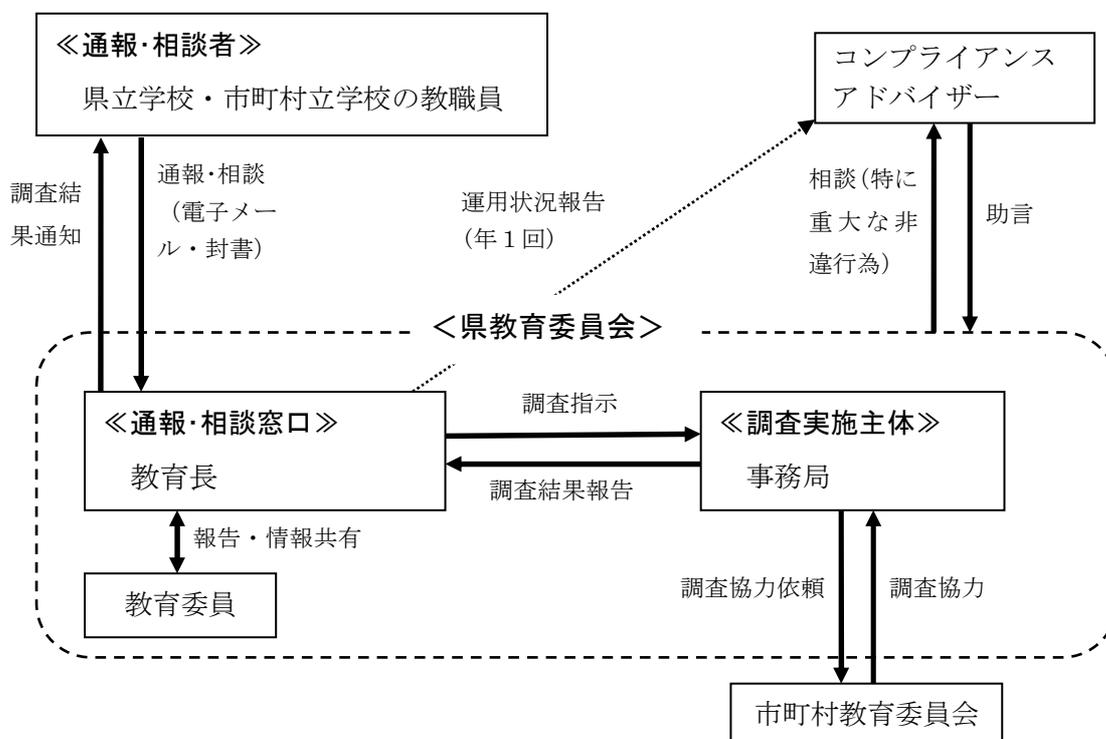
### 1 目的

非違行為を発見した教職員が安心して通報・相談できる体制を構築し、教職員の非違行為の発生を抑制するため、県教育委員会に教職員のための通報・相談窓口を設置する。

### 2 概要

- ・ 窓 口 : 県教育長
- ・ 通報・相談者 : 県立学校及び市町村立学校の教職員
  - \*原則として頭名で通報・相談（受付後の調査実施のため）
  - \*県教育長は調査結果を通報・相談者に通知
- ・ 通報・相談内容 : 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員に係る非違行為
- ・ 受付方法 : 電子メール（専用アドレス）又は封書
- ・ 調査実施主体 : 県教育委員会（市町村立学校に係る案件は市町村教育委員会の協力を得て実施）
- ・ 運用状況の公表 : 年1回、コンプライアンスアドバイザーに報告するとともに公表

### 3 通報・相談の流れ



### 4 運用開始

平成 26 年 4 月 1 日から運用

# 非違行為の根絶に向けて

～教え子や家族を悲しませないために～

平成 26 年（2014 年）3 月

長野県教育委員会

## 非違行為の根絶に向けて 目次

はじめに	1
I 懲戒処分の事例	2
II 懲戒処分事案の詳細な経緯等	11
III 非違行為がもたらす悪影響	17
IV 懲戒処分による給与等への影響	19
V 非違行為を防ぐポイント	20

(参考) 懲戒処分等の指針

<省略>

## はじめに

平成 24 年度に入り、教員によるわいせつ行為などの重大な非違行為が相次いだことから、平成 24 年 7 月に「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」を設置し、教職員の非違行為を根絶するための抜本的な対応策について検討が行われ、平成 25 年 3 月に提言として取りまとめられました。長野県教育委員会は、この提言に基づき、平成 25 年 7 月に「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」を策定し、教職員による非違行為の根絶に全力で取り組んでいます。

しかし、こうした取組を進めている最中にも、複数の教員が逮捕されるなど重大な非違行為が発生しており、大変憂慮すべき状況にあります。その原因の一つとして、非違行為を起こす教職員が、本県で起こった非違行為やそれによって計り知れない重大な悪影響が生じていることを他人事と考え、自分のこととしてとらえていない面があることが懸念されています。

今回、実際に生じた事例を参考にしながら、懲戒処分等の事例集を作成しました。ここでは、非違行為が及ぼす様々な影響や、非違行為を防ぐポイントなどをまとめています。「スクール・セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」など、これまでの資料と併せて校内研修等で御活用いただき、非違行為が発生しにくい校内環境を整えるとともに、教職員の皆さん一人ひとりが非違行為と真剣に向き合い、自らは絶対に非違行為を起こさないという思いを新たにしていただけることを切に願います。

本書に掲載している事例は、他県のものを含め、実際の複数の懲戒処分の事例を参考に作成したもので、実際の事例ではありません。

## I 懲戒処分の事例

### 【事例1（児童買春）】

A教諭は、インターネットの出会い系サイトで知り合った18歳未満の女性に現金を渡して買春行為をし、児童買春の容疑で逮捕された。

◎処分内容：免職

#### ■原因・背景・予兆として考えられること

- A教諭は以前から出会い系サイトを利用して複数の女性と知り合い、現金を渡して買春行為をしていた。
- 担任するクラスの学級運営がうまくいかず、また家庭でのトラブルもあるなど、悩みを抱えストレスを感じていたが、周囲に相談できずにいた。

#### ■当該教諭の心情・反省等

- その時だけはストレスを忘れられるため、やめることができなかった。話の内容から相手は高校生だと分かっていたが、自分の行動を止められなかった。
- 逮捕されて、自分が犯した過ちの大きさに気付いた。クラスの子どもたちを傷つけ、同僚の先生にも迷惑を掛けてしまい、おわびのしようもない。

#### ■事案による影響等

##### <学校等周囲への影響>

- クラスの子どもたちは大きなショックを受け、大人を信用できなくなった子どももいた。
- 逮捕を受けて、全校集会、保護者説明会を開催し、案件について説明をした。
- 逮捕当日の夜、教育委員会と校長が公表ガイドラインに基づく処分前公表として記者会見を行い、謝罪した。
- 在校生の心のケアのため、カウンセラーが派遣された。
- A教諭の自宅だけでなく、学校も家宅捜索を受け、A教諭が使用していたパソコン、携帯電話などが押収された。
- 教育委員会や学校に対し、保護者や一般の方々から電話やメールで多くの厳しい意見が寄せられた。また、連日、報道機関の対応に追われるなど、教育活動に大きな影響が出た。

##### <本人への影響>

- 逮捕時に実名が公表されたため、A教諭の氏名がテレビ・新聞等で報道された。加えて、インターネット上のサイトにも氏名や住所が掲載された。
- 略式起訴され、罰金50万円が科された。
- 妻が子どもを連れて家を出た。その後、離婚することとなり、家族を失った。
- 懲戒免職となったため、職を失うとともに、教育職員免許も失効となった。

#### ■どう対処すればよかったですか（20ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<校長・同僚は・・・>

## 【事例2（盗撮）】

B教諭は、手さげかばんの中に小型カメラを忍ばせる手法で繰り返し女性のスカートの中を盗撮し、県の迷惑防止条例違反で逮捕された。

◎処分内容：免職

### ■原因・背景・予兆として考えられること

- B教諭は、インターネットの盗撮サイトの画像や、その中の「簡単にできる」「絶対にバレない」という書き込みを見ているうちに、自分もやってみたいと思うようになった。
- 何度も風俗店を利用するなど、性についてのモラルが低かった。
- B教諭は、学校で周囲と打ち解けず、孤立しがちだった。

### ■当該教諭の心情・反省等

- 盗撮サイトを見ているうちに、自分もスリル感や満足感を味わいたくなった。犯罪であることは分かっていたが、発見されなければいいと思い、繰り返し行ってしまった。
- 取り押さえられた時は頭の中が真っ白になり、すべてが終わったと感じた。自分の名前が新聞に載っているのを見て、二度と教壇に立つことはできないと思った。

### ■事案による影響等

#### <学校等周囲への影響>

- 教え子たちは大きなショックを受けた。女子の中には自分も盗撮されていたのではないかと不安を感じ、おびえる者もいた。
- 逮捕を受けて、全校集会、保護者説明会を開催し、案件について説明をした。
- 逮捕の翌日、教育委員会と校長が公表ガイドラインに基づく処分前公表として記者会見を行い、謝罪した。
- 在校生の心のケアのため、カウンセラーが派遣された。
- B教諭の自宅だけでなく、学校も家宅捜索を受け、B教諭が使用していたパソコンなどが押収された。
- 逮捕されていたB教諭に代わり、校長が被害者宅を訪れ、謝罪した。

#### <本人への影響>

- 逮捕時に実名が公表されたため、B教諭の氏名がテレビ・新聞等で報道された。
- 略式起訴され、罰金30万円が科された。
- B教諭の住所や家族の氏名などもインターネット上のサイトに掲載された。B教諭の子どもは学校に通うことができなくなり、転居を余儀なくされた。
- 懲戒免職となったため、職を失うとともに、教育職員免許も失効となった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（20ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<校長・同僚は・・・>

### 【事例3（わいせつな行為）】

C教諭は、所属校の女子生徒から相談を受けていたが、次第にメールで連絡を取り合うようになった。その後、頻りに校外で会うようになり、県外へドライブに出かけ、一緒に宿泊した。その際、C教諭は当該生徒と性的な関係を持ったため、当該県の青少年健全育成条例違反で逮捕された。

◎処分内容：免職

#### ■原因・背景・予兆として考えられること

- 生徒との私的なメールのやり取りは禁じられていたにもかかわらず、相談に応じているうちに私的なメールのやり取りが多くなった。
- 当該生徒は、進学や家庭の問題など深刻な悩みを、熱心に聞いてくれるC教諭にしか相談しなかったため、1対1での指導が多くなった。
- C教諭は、当該生徒からプレゼントなどを頻りにもらっていた。

#### ■当該教諭の心情・反省等

- 当該生徒の深刻な相談を受けているうちに、何とか力になりたいと思うようになった。生徒と教諭という間柄であることは分かっていたが、当該生徒が自分に好意を寄せていると知っていたため、性的な関係を持ってしまった。自分の考えが甘かった。
- 自分がしてしまったことの重大さを感じている。生徒や保護者の信頼を裏切り、校長先生をはじめ各方面に迷惑をお掛けし、本当に申し訳ない。

#### ■事案による影響等

##### <学校等周囲への影響>

- 全校集会、保護者説明会を開催し、案件について説明をした。生徒の中には非常にショックを受けた様子の方もいた。保護者からは、学校の管理体制などについて、厳しい意見や質問が相次いだ。
- 逮捕の翌日、教育委員会と校長が公表ガイドラインに基づく処分前公表として記者会見を行い、謝罪した。
- 生徒のケアのため、カウンセラーが派遣された。

##### <本人への影響>

- 逮捕時に実名が公表されたため、C教諭の氏名がテレビ・新聞等で報道された。
- 釈放後、校長と共に当該女子生徒の保護者に謝罪したが、理解は得られなかった。
- 略式起訴され、罰金30万円が科された。
- 家族の信用を失った結果、妻と離婚し、子どもとも離れて暮らすことになった。
- 懲戒免職となったため、職を失うとともに、教育職員免許も失効となった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（21ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<校長・同僚は・・・>

## 【事例4（ストーカー行為）】

D教諭は、担任する生徒について保護者から相談を受けているうちに、保護者が自分に異性として好意を寄せていると思い込み、保護者が拒んでいるにもかかわらず、交際を求めるメールを再三にわたり送るなどした。

◎処分内容：減給

### ■原因・背景・予兆として考えられること

- 生徒についての相談に際し、「担任の先生に悪い印象を持たれたくない」という思いから出た保護者の愛想を、自分に対する好意と思い込んでいた。そのため、保護者の遠回しな拒絶についても、「本気で嫌がっているわけではない」と都合よく解釈していた。
- D教諭は、私用の携帯電話で保護者と電話やメールのやり取りをする傾向があった。
- 再三にわたり校内研修等を受けていたが、「自分が非違行為など行うはずがない」と考え、非違行為防止を自分の問題として捉えていなかった。

### ■当該教諭の心情・反省等

- 保護者の方を大きく傷つけてしまい、本当に申し訳ない。また、自分の行為により、地域と学校との信頼関係にも傷をつけてしまった。非常に情けない行為で、同僚や他の保護者、生徒にも合わせる顔がない。非違行為によってこれほど多くのものを失うことに、これまで気付かなかった。
- 自分の妻や子どもを裏切るような行為をしてしまい、とても後悔している。

### ■事案による影響等

#### <学校等周囲への影響>

- 保護者説明会や全校集会を開催して説明した後、D教諭はクラス担任をX教諭と交替した。これにより、X教諭が元々担当していた校務に大きな影響が出た。
- 被害に遭った保護者は、精神的苦痛から体調を崩してしまった。
- 被害に遭った保護者は、D教諭の退職を校長に強く訴えた。

#### <本人への影響>

- ストーカー規制法違反の可能性があるため、警察の事情聴取を受けた。
- 被害に遭った保護者に対し、慰謝料を支払った。
- 家族の信用を失った結果、妻子と別居した。また、学校に居づらくなり、定年を待たずに退職することとなった。

### ■どう対処すればよかったですでしょうか（21 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<校長・同僚は・・・>

## 【事例5（個人情報の紛失等）】

E教諭は、学習教材を作成するため、データをUSBメモリに保存して帰宅する途中、立ち寄ったスーパーマーケットの駐車場で車上荒らしに遭い、USBメモリを盗まれた。USBメモリには、担任している生徒の中間テストの点数等の個人情報が保存されており、数日後インターネットのサイトに生徒の氏名と中間テストの点数が掲載された。

◎処分内容：減給

### ■原因・背景・予兆として考えられること

- 買い物等をする際、E教諭は普段からかばんを自家用車の助手席に置いていた。当日もUSBメモリを入れたかばんを助手席に置いたまま、施錠していた。
- E教諭は、これまでもたびたび校務や指導に関するデータをUSBメモリに保存して自宅に持ち帰っていたが、個人情報を校外に持ち出すことについて、校長の承認等必要な手続きを経ていなかった。
- USBメモリに保存されていた中間テストの点数等は、以前成績の取りまとめをするために保存したもので、使用后削除していなかった。また、ファイルを開く際のパスワードの設定など、セキュリティ対策を一切していなかった。

### ■当該教諭の心情・反省等

- テストの点数等は、通知表を作成する際も使用するため、削除せずにいた。校外に持ち出す際には手続きが必要なことは知っていたが、面倒なので、つい怠ってしまった。
- これまで校外に持ち出したデータを紛失したことがなかったので、大丈夫だと思っていた。また、普段から車内にかばんを置いて施錠していたが、盗難に遭ったことはなかったので、かばんがなくなっているのを発見した時は「まさか」という思いだった。
- 自分の不注意で個人情報が盗まれ流出してしまい、生徒や保護者に申し訳ない。

### ■事案による影響等

#### <学校等周囲への影響>

- E教諭は校長と共にクラスの生徒全員の自宅を訪れ、謝罪した。保護者の中には、情報管理に対する認識の甘さについて、不安を訴える方もいた。
- 情報流出防止のため、盗難に遭った事実を教育委員会が公表した。数日後、インターネットのサイトに個人情報が掲載されたため、その情報の削除のための手続きや、報道機関の取材対応に追われ、教育活動に支障を来した。

#### <本人への影響>

- サイトの個人情報は削除されたが、他へ流出していないかとの不安が続いている。

■どう対処すればよかったですでしょうか（22 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<校長・同僚は・・・>

## 【事例6（体罰）】

F教諭は、部活動の指導に関して、練習試合でミスを繰り返した主将である部員に対し、集中を欠いたとして頬を平手で複数回叩き、鼓膜が破れるけがを負わせた。また、過去にも練習試合や練習でミスをした部員に対し、ボールを投げつける、頬や頭部を平手で叩く、暴言を浴びせる等の体罰を行っていた。

◎処分内容：停職

### ■原因・背景・予兆として考えられること

- 今年のチームは県大会で優勝できるレベルだと思っていたが、最近の練習試合等では結果が出ておらず、F教諭の心にあせりがあった。
- 大会での活躍を望む保護者が多く、またF教諭はこれまでも同様の指導方法により何度か県大会で優勝していたため、この程度の指導は許されると思っていた。
- 顧問として県大会優勝の経験があり、F教諭の指導を希望して入部する部員も多いなど、F教諭は当該部活動において絶対的存在だった。
- 練習の際、頻繁に体育館からF教諭の怒鳴り声が聞こえていたが、実績を残していたため、周囲の教職員は注意することができなかった。

### ■当該教諭の心情・反省等

- 自分自身が学生の時に体罰を伴う指導を受け、それを乗り越えることにより成長できたという意識があったため、体罰についての考え方が甘くなっていた。自分本位な考えで体罰を行ったために、部員の心身を傷つけてしまい申し訳ない。とても後悔している。
- 部員は自分を信頼し、付いてきてくれていると思っていたが、自分を恐れて指導に従っていただけであったことが分かり、これまで築いてきたことがすべて崩れていった。
- 部活動の指導を生きがいとしてきたのに、自分の行為のせいで指導ができなくなってしまった。これまでの自分の指導を反省し、部員のためになる指導はどうあるべきか考えていきたい。

### ■事案による影響等

#### <学校等周囲への影響>

- 直前に顧問が交替したことに部員が動揺し、大会では実力を発揮できなかった。
- 事案発覚後、校長とF教諭は体罰を受けてけがをした部員の自宅を訪れ、本人と保護者に謝罪するとともに、部活動の保護者会を臨時で開催し、当該事案及びこれまでのF教諭の指導方法について説明し、謝罪した。
- 教育委員会が公表ガイドラインに基づく処分前公表として記者会見を行い、謝罪した。

#### <本人への影響>

- F教諭は当該部活動の顧問から外れた。また、内定していた県選抜チームの監督からも外れることとなった。
- 停職期間中は給与が支給されないため、自分の子どもの就学のための預金を取り崩して生活費を確保した。

■どう対処すればよかったですでしょうか（22 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<校長・同僚は・・・>

## 【事例7（体罰）】

G教諭は、自分が担任する生徒の学校での生活態度についての指導中、態度が悪いことに腹を立て、カッとなって生徒の襟首をつかみ、頬を平手で叩いた。その際、生徒は倒れてひざを打ち、打撲を負った。

◎処分内容：減給

### ■原因・背景・予兆として考えられること

- G教諭は、生活態度について指導する際などに声を荒らげることがあるため、生徒の間では厳しい教諭として知られており、生徒たちはやむなく指導に従っていた。
- 当該生徒が服装や髪形が乱れていることについて、G教諭は再三にわたって指導を行ってきており、指導を受けた直後は改善されるが、しばらくたつとまた元に戻るということが繰り返されてきた。
- 体罰が行われた際は、前日に染色した髪を元に戻すよう指導したにもかかわらず、当該生徒はそのままの髪で登校し、さらにG教諭に反抗的な態度をとっていた。

### ■当該教諭の心情・反省等

- 反抗的な態度をとられた瞬間、カッとなって我を忘れてしまい、気が付いたら生徒が倒れていた。その時の感情にまかせて体罰を行い、けがまでさせてしまい、当該生徒には本当に済まないことをした。
- これまで当該生徒のためを思って指導し、信頼関係も築けていると考えていたが、自ら信頼関係を壊すような行為をしてしまった。

### ■事案による影響等

#### <学校等周囲への影響>

- 事案発覚後、G教諭は校長と共に体罰を受けた生徒の自宅を訪れ、本人と保護者に謝罪するとともに、クラスの保護者に対して当該事案を説明し、謝罪した。
- しばらくの間、クラスの指導は副担任が行うこととなった。
- 体罰によるけがは日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とならないため、保護者から学校に対し、治療費が請求された。
- 処分公表後、県教育委員会に対し取材があり、一部の新聞で報道された。

#### <本人への影響>

- 一部の保護者から指導方法について抗議を受けた。
- 生徒に対し自信を持って指導できなくなった。

### ■どう対処すればよかったですでしょうか（23 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<校長・同僚は・・・>

## 【事例8（酒気帯び運転）】

H教諭は、金曜日の業務終了後、同僚と居酒屋で翌日の午前0時頃まで飲酒し、居酒屋近くの駐車場に停めてあった自家用車の中で仮眠をした。午前3時頃に目が覚めた際、酔いがさめたと感じ、自家用車を運転して帰宅する途中、物損事故を起こし警察官の取り調べを受けた。その際、酒の臭いがしたため、呼気検査が行われて呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転で現行犯逮捕された。

◎処分内容：免職

### ■原因・背景・予兆として考えられること

- 当日は大きな行事の打ち上げ会で、無事に終わられた満足感、行事が終わった解放感から、普段よりも多くの量の飲酒をした。
- 翌日、自家用車で出掛ける予定があったため、学校から居酒屋近くの駐車場まで自家用車で行き、帰宅時には運転代行を利用するつもりだったが、週末で運転代行業者に電話が繋がらず手配できなかったため、自家用車の中で寝てしまった。
- 飲酒運転についての校内研修において、休憩後も体内にアルコールが残る場合があることを学んでいたにもかかわらず、感覚だけで酔いがさめたと判断し、運転をした。

### ■当該教諭の心情・反省等

- 自分の不注意で教壇を去らなければならなくなってしまった。受験前の大事な時期に担任が替わることになってしまい、クラスの生徒たちに申し訳ない。
- 自分が起こしたのは物損事故だったが、一步間違えば人をはね、死亡させていたかもしれないと思うと、自分の認識の甘さ、軽率さを痛感した。

### ■事案による影響等

#### <学校等周囲への影響>

- 保護者説明会や全校集会を開催して説明した後、H教諭はクラス担任を別の教諭と交替した。受験前の時期であり、生徒の中には動揺する者もいた。
- 逮捕当日の午後、教育委員会と校長が公表ガイドラインに基づく処分前公表として記者会見を行い、謝罪した。

#### <本人への影響>

- 逮捕時に実名が公表されたため、H教諭の氏名がテレビ・新聞等で報道された。
- 道路交通法違反で起訴され、罰金30万円と運転免許停止90日間の処分が科された。
- 懲戒免職となったため、職を失うとともに、教育職員免許も失効となった。

### ■どう対処すればよかったですでしょうか（23ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

#### <本人は・・・>

#### <校長・同僚は・・・>

## 【事例9（スピード違反）】

I 教諭は、部活動の大会に出場する生徒の引率業務のため、公用で自家用車を運転中、一般道において速度違反取締り中の警察官に停止を求められ、35km/h の速度超過により検挙された。

◎処分内容：戒告

### ■原因・背景・予兆として考えられること

- 当日は部活動の大会に出場する生徒を自家用車に同乗させ、大会の会場に向かっていたが、生徒の1人が集合時間に遅れたことにより予定よりも遅い出発となったため、大会の開会式に間に合わない可能性があった。
- I 教諭はこれまでいわゆる無事故・無違反で、自分を交通法規の遵守について特に注意を払っている優良ドライバーであると思っていた。

### ■当該教諭の心情・反省等

- 運転していた時は、予定の時間に出発できなかったことについてのイライラした気持ちと、開会式に何とか間に合わなければいけない焦りの気持ちで冷静さを欠いていた。警察官に停止を求められるまで、それほどスピードを出しているという認識がなかった。
- 生徒が同乗しており、より安全に注意して運転しなければならない中、スピード違反をしまい、交通安全についての認識が足りなかったと反省している。

### ■事案による影響等

#### <学校等周囲への影響>

- I 教諭は校長と共に、同乗していた生徒の自宅を訪れ、保護者に謝罪した。
- 取締りを受けたために開会式だけでなく監督会議にも出席できなくなり、またそのことで生徒が動揺し、当該大会では実力を発揮できず、成績が振るわなかった。

#### <本人への影響>

- 30日間の運転免許停止処分を受けた。
- 簡易裁判を受け、7万円の罰金を言い渡された。
- 部活動の生徒引率や出張等の際に、自家用車の公務使用ができなくなった。

### ■どう対処すればよかったですでしょうか（24ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<校長・同僚は・・・>

## II 懲戒処分事案の詳細な経緯等

### 1 事案の概要

被処分者A教諭は、平成 25 年 4 月から 6 月にかけて、男子バレーボール部の顧問として部活動の指導をする場面で、練習中の気合いが足りない等の理由で、6 人の部員に対して頬を平手で叩く、ボールをぶつける等の体罰を行い、3 人の部員に鼻骨の骨折などのけがを負わせた。なお、この事案は県教育委員会や報道各社への匿名の方からの投書で同年 6 月 6 日(木)に明らかになった。

### 2 該当職員・処分内容

公立中学校（B市立C中学校）A教諭（男性） 停職 2 月

### 3 事案の経緯等

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
6 月 6 日 (木)	<p>□校長から部活動指導中の体罰について聞き取りを受け、体罰をしたことを認めるが、詳細については忘れていたこともあり、部分的に部員やE教諭の話と食い違っている。</p> <p>□校長から 2 度目の聞き取りを受ける。詳細について忘れていた部分は、部員やE教諭の話から思い出す。校長からの指導を受ける。</p>	<p>□C 中学校における A 教諭の体罰について、B 市教育委員会と D 新聞社から学校に事実確認の電話がある。校長は、事案を把握していないため至急事実確認を行うと回答。</p> <p>□臨時教務学年主任会を開催し、A 教諭の体罰事案についての実事確認に関する調査計画等を確認する。</p> <p>□A 教諭から部活動における体罰について事実確認の聞き取りを行う。</p> <p>□男子バレーボール部の部員全員と副顧問の E 教諭から A 教諭の体罰について、事実確認の聞き取りを行う。</p> <p>□聞き取った内容をまとめ、話の食い違いを明らかにする。</p> <p>□部員や E 教諭の話と食い違っている部分を中心に、A 教諭から 2 度目の聞き取りを行う。A 教諭の話と部員や E 教諭の話がほぼ一致する。校長から A 教諭に体罰に関わる指導を行う。</p>	<p>□C 中学校における A 教諭の体罰について、匿名の投書が寄せられたため、県教育委員会は B 市教育委員会に事実確認の依頼をし、B 市教育委員会は C 中学校に事実確認を指示する。</p> <p>□県教育委員会、B 市教育委員会は報道各社からの C 中学校での体罰事案に関わる照会について、事実確認中との回答を行う。</p>

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
6 月 6 日 (木)	<p>□ 臨時職員会議で体罰について説明し、謝罪する。</p> <p>□ 体罰被害の部員の家庭訪問を行い、体罰に関わる説明と謝罪を行う。</p>	<p>□ 校長はB市教育委員会に事実確認の結果を口頭で報告し、男子バレーボール部保護者会、1年〇組保護者会（A教諭が学級担任）、全校保護者説明会及び記者会見（処分前公表）の実施について打合せを行う。</p> <p>□ 臨時教務学年主任会を開き、今後の方針や臨時職員会議、全校保護者説明会等についての計画を立てる。</p> <p>□ 臨時職員会議を開き、A教諭の体罰事案について説明し、今後の方針や予定を確認し、明日に向けての係分担等を行う。</p> <p>□ 校長はPTA会長等PTA役員に、今後の方針や事案の概要を説明し、全校保護者説明会等について協力を依頼する。</p> <p>□ 校長は、男子バレーボール部保護者会長及び1年〇組PTA会長に事案の概要や今後の方針を説明し、協力を依頼する。</p> <p>□ 教頭はA教諭と共に、体罰の被害者である部員の家庭訪問を行い、説明と謝罪を行う。</p> <p>□ 男子バレーボール部保護者、1年〇組保護者及び全校の保護者に明日説明会があること、開始時間等を連絡し、参加を要請する。</p> <p>□ 校長は県教育委員会とB市教育委員会に事故速報を提出。</p>	<p>□ B市教育委員会は、校長と今後の予定について打合せをし、男子バレーボール部保護者会、1年〇組保護者会及び全校保護者説明会を明日行うように指示するとともに、記者会見（処分前公表）を明日行うことを伝える。</p> <p>□ 県教育委員会は加害者、被害者及び関係者からの聞き取りの内容等の詳細な情報及び明日の全校保護者説明会等の記録の提出をB市教育委員会に求める。</p> <p>□ B市教育委員会は、報道各社に明日記者会見（処分前公表）を行うことをファクシミリで連絡する。</p>

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
<p>6 月 7 日 (金)</p>	<p><input type="checkbox"/>男子バレーボール部の部員に対して説明と謝罪を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>1年〇組の生徒に、体罰に関する説明と学級担任を替える可能性があることについての説明を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>臨時職員会議に出席。</p> <p><input type="checkbox"/>男子バレーボール部保護者会に出席し、体罰について説明と謝罪を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>1年〇組保護者会に出席し、体罰について説明と学級担任が替わることについての謝罪を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>全校保護者説明会に出席し、謝罪を行う。</p>	<p><input type="checkbox"/>男子バレーボール部の部員に対して、校長から説明と謝罪を行う。併せてA教諭を部活動顧問から外すことを伝える。</p> <p><input type="checkbox"/>1年〇組の生徒に、学級担任をA教諭から替える可能性があることについて説明し、理解を求める。</p> <p><input type="checkbox"/>校長は本日の予定等について、B市教育委員会に確認する。</p> <p><input type="checkbox"/>臨時職員会議を開き、男子バレーボール部保護者会、全校保護者説明会等の内容や分担を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/>PTA会長等PTA役員、男子バレーボール部保護者会長及び1年〇組PTA会長と、本日の予定等について確認する。</p> <p><input type="checkbox"/>男子バレーボール部保護者会を行い、体罰について校長が謝罪する。併せて、A教諭を部活動顧問から外すことを発表する。</p> <p><input type="checkbox"/>1年〇組保護者会を行い、A教諭の体罰について校長が説明と謝罪を行い、今後の県教育委員会の処分等を考慮して、学級担任を副担任のF教諭に変更することを発表する。</p> <p><input type="checkbox"/>全校保護者説明会を行う。男子バレーボール部での体罰について校長が説明と謝罪を行う。併せて、A教諭を部活動顧問と1年〇組の学級担任から外すことも発表する。また、二度と体罰事案を出さないための学校の方針を説明。</p> <p><input type="checkbox"/>校長は、男子バレーボール部保護者会、1年〇組保護者会及び全校保護者説明会の概要について、B市教育長に報告する。</p>	<p><input type="checkbox"/>B市教育委員会は本日の予定等について校長と確認する。</p> <p><input type="checkbox"/>B市教育委員会の担当者が男子バレーボール部保護者会に出席。</p> <p><input type="checkbox"/>B市教育委員会の担当者が1年〇組の保護者会に出席。</p> <p><input type="checkbox"/>B市教育委員会の担当者が全校保護者説明会に出席。</p> <p><input type="checkbox"/>B市教育長は全校保護者説明会等の概要について、校長より報告を受ける。</p>

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
6月7日（金）	<input type="checkbox"/> 記者会見（処分前公表）には出席せず、学校にて待機。  <input type="checkbox"/> 自分のしてしまったことを落ち着いて振り返るために、来週一杯、年休を取りたいと校長に話す。	<input type="checkbox"/> 記者会見（処分前公表）には出席せず、学校にて待機。  <input type="checkbox"/> 校長は県教育委員会とB市教育委員会に事故速報続報（2報）を提出。併せて全校保護者説明会等の記録を提出。  <input type="checkbox"/> 校長がA教諭に、体罰に関わるこれまでのことについて指導。来週一杯、自宅で自分の行為を振り返ることを確認。反省文を書くように指導。	<input type="checkbox"/> B市教育委員会が記者会見（処分前公表）で、説明と謝罪を行う。  <input type="checkbox"/> 報道各社から県教育委員会に対して、B市で発生した体罰についてコメントを求められ、義務教育課で対応。
6月8日（土）	<input type="checkbox"/> 自宅で新聞を読み、報道内容を知る。	<input type="checkbox"/> 新聞等の報道内容を確認・整理する（校名を实名で報道している新聞社あり）。	<input type="checkbox"/> 新聞等の報道内容を確認・整理する。
6月10日（月）～14日（金）	<input type="checkbox"/> 校長より反省文の内容について指導を受ける。 <input type="checkbox"/> 反省文をもとに顛末書を書く（A4野紙5枚程度）。はじめにパソコンで原稿を書き、校長からの指導を受け、清書は手書きで行う。	<input type="checkbox"/> 校長がA教諭宅を訪問し、反省文の内容について指導。 <input type="checkbox"/> 校長は、反省文をもとに顛末書を書くようにA教諭に伝え、その書き方について指導する。パソコンで書いた原稿を指導し、清書は手書きで行うように指示。 <input type="checkbox"/> 校長は上申書及び校長の指導に関わる資料を作成する。上申書については、パソコンで書いた原稿について、B市教育長からの指導を受け、清書は手書きで行う。	<input type="checkbox"/> 県教育委員会からB市教育委員会に、A教諭の懲戒処分に関わる内申書・事由書（市教委作成）、上申書（校長作成）、顛末書（A教諭作成）及び校長の指導に関わる資料（校長作成）を6月19日（水）までに提出するように依頼する。 <input type="checkbox"/> B市教育委員会は内申書・事由書を作成する。
6月17日（月）～21日（金）	<input type="checkbox"/> 年休を終え学校勤務。校長に顛末書の清書を6月17日（月）に提出する。  <input type="checkbox"/> 授業を行わず、校内研修等を行う（～処分日）。	<input type="checkbox"/> 校長は、上申書、顛末書及び校長の指導に関わる資料をB市教育委員会に6月17日（月）に提出する。  <input type="checkbox"/> A教諭には授業を行わず、校内研修等を実施させる。	<input type="checkbox"/> B市教育委員会は、C中学校長から提出された上申書等と共に、内申書及び事由書を教育事務所の担当主幹指導主事に提出する。

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
6月17日（月）～21日（金）			<input type="checkbox"/> 教育事務所担当主幹指導主事は、義務教育課に上記文書を、6月21日（金）までに提出する。
6月25日（火）	<input type="checkbox"/> 顛末書確認の会に出席し、反省の弁を述べるとともに、顛末書の記述内容を確認され、不明な点、矛盾点等について問われる。	<input type="checkbox"/> 顛末書確認の会に出席し、校長としての監督責任を問われる。	<input type="checkbox"/> 教育事務所にて、学校教育課長、主幹指導主事、指導主事、B市教育長、C中学校長及びA教諭出席のもと、顛末書確認の会を行う。
7月2日（火）～8月1日（木）	<input type="checkbox"/> 校内で研修等を行う。	<input type="checkbox"/> A教諭の研修に関わって、指導と評価を行う。	<input type="checkbox"/> 県教育委員会は処分委員会を開催し、常習性、悪質性、傷害の程度等の観点から処分内容を検討する。
8月8日（木）	<input type="checkbox"/> 県教育委員会から懲戒処分を受ける。この後2カ月間の停職。	<input type="checkbox"/> 校長は教育事務所にてA教諭とB市教育長と共にA教諭の懲戒処分の辞令交付式に同席。	<input type="checkbox"/> 県教育委員会の定例教育委員会で、A教諭の懲戒処分が決定（停職2月）。 <input type="checkbox"/> 県教育委員会からB市教育委員会に対し、校長の監督責任について指導上の措置（訓諭）に相当する旨の指導・助言を行う。 <input type="checkbox"/> 県教育委員会が記者会見で報道各社からの質問を受ける。 <input type="checkbox"/> B市教育長は懲戒処分の辞令交付式に同席する。 <input type="checkbox"/> 夕方のテレビのニュース番組でB市立C中学校の教諭が停職処分を受けたことが報道される。

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
8月9日（金）～10月8日（火）	<input type="checkbox"/> 停職となり、自宅で研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒理解（子どもとの向き合い方）</li> <li>・教科の教材研究</li> <li>・教壇に立てないつらさを語る。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 校長、教頭が定期的に家庭を訪問し、指導。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の行為の振り返り。何がいけなかったのか自省。</li> <li>・子どもの見方について問い直させ、子どもの立場に立った指導のあり方を考えさせる。</li> <li>・体罰の事例をもとに指導のあり方を考えさせる。</li> <li>・学校教育法等の法規の演習。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 校長は監督責任についてB市教育長より指導上の措置である訓諭を受ける。	<input type="checkbox"/> 昨日の定例教育委員会で、B市立C中学校の教諭が停職処分を受けたことが朝刊に掲載される。  <input type="checkbox"/> B市教育長が校長に指導上の措置である訓諭を行う。  <input type="checkbox"/> B市教育委員会は県教育委員会に、校長に訓諭を行ったことを文書で連絡する。
10月9日（水）～翌年1月	<input type="checkbox"/> 停職期間が終わり、出勤する。 <input type="checkbox"/> 再発防止研修を受講する（～翌年1月）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動を強くさせなければならぬというあせりがあった。</li> <li>・生徒たちを鍛えねばならないとう気持ちが強すぎた。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任を外れ、授業も行っていないが、研修や学校での授業以外の業務を誠実に行っている。</li> <li>・部活動の指導は行っていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 定期的に校長・教頭が面談をする。改善してきた点を認め、励ます。	<input type="checkbox"/> 再発防止研修の実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">説 諭</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非違行為の内容の振り返り</li> <li>・法令違反及び懲戒処分の確認</li> <li>・非違行為に対する反省</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">服 務 指 導</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼回復のためにできること、すべきこと</li> <li>・上記のための具体的方法</li> <li>・今後の教員、そして社会人としてのライフサイクルの見直し、見直し</li> </ul>

## Ⅲ 非違行為がもたらす悪影響

### 1 組織・業務に対するダメージの例

#### <児童生徒・保護者への悪影響>

- ・教えてもらっていた教職員が非違行為を行ったことに、心を傷つけられた。
- ・テレビ・新聞等で学校名が報道され、ショックを受けた。
- ・インターネットやSNSなどに学校名や誹謗中傷が書き込まれ、非違行為を行った教職員のせいで学校が悪くなったと感じ、前向きな気持ちや意欲がなくなった。
- ・クラス担任や部活動の顧問が交替することについて、不安が高まった。
- ・校内でも非違行為が発生していないか、保護者の間で不安が広まった。

#### <教職員への悪影響>

- ・非違行為を行った教職員が出勤できなくなり、当該教職員の校務を分担したため、他の教職員の負担が増加した。
- ・非違行為再発防止に係る教職員の負担感が増加した。
- ・教職員全体の士気が低下した。

#### <学校運営・教育委員会への悪影響>

- ・非違行為案件の調査、全校集会、保護者説明会、報道機関への対応など、本来業務に優先して非違行為案件への対応が必要となった。
- ・県民や保護者からの批判や問い合わせの電話、電子メール、手紙が多数寄せられ、学校と教育委員会は対応に追われた。
- ・学校運営について、住民や保護者の理解と協力が得にくくなり、PTAの活動にも支障を来した。
- ・児童生徒の前向きな気持ちや意欲が失われたことにより、学校内の雰囲気が悪くなり、児童生徒への指導や学校運営がやりにくくなった。
- ・教育委員会、議会、会見の場など、様々な場面での謝罪が必要となった。

#### <長野県教育への悪影響>

- ・長野県教育全体に対する県民の不信感が高まった。

## 2 私生活に対するダメージの例

### ●生活全般

#### <氏名の公表>

- ・懲戒免職の処分時に氏名が公表され、テレビ・新聞等で報道された。
- ・インターネット上に様々な形で氏名が掲載され続けた。

#### <家族の離散>

- ・配偶者、子供の信頼を失い、別居や離婚に発展した。
- ・子供は就職の際に遠隔地を選び、自宅に寄り付かなくなった。

#### <家族の心労>

- ・配偶者、両親はさまざまなことで悩み、体調を崩してしまった。

#### <自宅の転居>

- ・自宅の映像がテレビで報道された。
- ・自宅に住みづらくなり、転居を余儀なくされた。

#### <築いた人間関係の崩壊>

- ・兄弟、親戚、友人、知人などと顔を合わせづらくなり、疎遠になった。

#### <免許状の失効等>

- ・懲戒免職となったため、教育職員免許状が失効となった。
- ・酒気帯び運転により、自動車の運転免許が取り消された。

### ●経済面

#### <収入の損失>

- ・懲戒免職となり、収入源である職自体を失い、退職金も支給されなかった。
- ・減給処分を受け、一時的に収入が減少しただけでなく、昇給が遅れるため、長期的にも給与が減少した。

#### <経済的困窮>

- ・配偶者や親の援助に頼らざるを得なくなった。
- ・ローンが払えなくなったため、自宅や自家用車を手放した。
- ・教育費や仕送りが捻出できなくなり、子供は進学を諦めた。

#### <再就職が困難>

- ・前職の退職理由がネックになり、再就職できなかった。

#### <罰金・損害賠償等の支払い>

- ・酒気帯び運転により罰金 30 万円の判決を受けるとともに、物損事故により壊した民家の塀の修理費用 50 万円を賠償した。酒気帯び運転のため、塀の修理費用に保険が適用されず、全額自己負担した。
- ・ストーカー行為の被害者から高額の慰謝料の支払いを請求された。

## IV 懲戒処分による給与等への影響

平成 26 年 3 月 1 日に懲戒処分を受けた場合、定年で退職するまでの損失額（試算）

※試算上反映しているのは、給料、地域手当、期末手当、勤勉手当、教職調整額及び退職手当です。免職及び停職の場合には、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当など諸手当の支給の状況に応じ、損失額が更に多くなります。さらに、免職及び停職の場合には、年金支給額にも損失額が生じます。

### < 30 歳・教諭の場合 >

平成 26 年 3 月時点で給料表が教育職（二）2-39 である 30 歳教諭の場合

- 戒 告 約 1 4 0 万円
- 減給 1/10 3 月 約 2 1 0 万円（うち減給分 9 万円）
- 停職 6 月 約 5 1 0 万円（うち停職分 1 7 8 万円）
- 免 職 以後の給与等・退職手当は、原則として一切支給されない

※もし、定年（60 歳）まで勤めていれば、以後、約 2 億 2 6 0 0 万円（給与等 2 億 1 0 0 万円、退職手当 2 5 0 0 万円）が得られたことに・・・

### < 45 歳・教諭の場合 >

平成 26 年 3 月時点で給料表が教育職（二）2-107 である 45 歳教諭の場合

- 戒 告 約 2 5 万円
- 減給 1/10 3 月 約 5 0 万円（うち減給分 1 3 万円）
- 停職 6 月 約 4 1 5 万円（うち停職分 2 5 8 万円）
- 免 職 以後の給与等・退職手当は、原則として一切支給されない

※もし、定年（60 歳）まで勤めていれば、以後、約 1 億 3 4 5 0 万円（給与等 1 億 9 5 0 万円、退職手当 2 5 0 0 万円）が得られたことに・・・

### < 55 歳・教諭の場合 >

平成 26 年 3 月時点で、給料表が教育職（二）2-137 である 55 歳教諭の場合

- 戒 告 約 1 0 万円
- 減給 1/10 3 月 約 2 5 万円（うち減給分 1 4 万円）
- 停職 6 月 約 4 1 0 万円（うち停職分 2 8 0 万円）
- 免 職 以後の給与等・退職手当は、原則として一切支給されない

※もし、定年（60 歳）まで勤めていれば、以後、約 6 1 9 0 万円（給与等 3 6 9 0 万円、退職手当 2 5 0 0 万円）が得られたことに・・・

## V 非違行為を防ぐポイント

「I 懲戒処分的事例」（2～10 ページ）について、非違行為を防ぐポイントを記載しました。参考としてください。

### 【事例1（児童買春）】

A教諭は、インターネットの出会い系サイトで知り合った18歳未満の女性に現金を渡して買春行為をし、児童買春の容疑で逮捕された。

#### ■どう対処すればよかったのか

＜本人は・・・＞

- インターネットの出会い系サイトを通じて知り合った場合であっても、金銭を渡して性行為を行うことは買春であり、法律で禁じられています。また、出会い系サイトでは利用者が年齢を偽る場合もあるため児童買春につながるおそれが高く、利用すること自体、信用を失う可能性のある行為です。休日など公務外の時間であっても、公務員としての自覚と高い倫理観を持って行動しましょう。
- 日頃から校長や同僚とコミュニケーションを図り、悩みや仕事を一人で抱え込まないようにしましょう。

＜校長・同僚は・・・＞

- 校内研修を実施し、児童買春などの性犯罪は極めて重大な非違行為であり、児童生徒や保護者、地域住民の方々だけでなく、県民全体の教育に対する信頼を大きく損なうということについて、教職員一人ひとりが理解を深めましょう。
- 教職員の心身の不調等に常に目配りするとともに、悩みを相談しやすい雰囲気醸成し、風通しのよい明るい職場環境づくりに努めましょう。

### 【事例2（盗撮）】

B教諭は、手さげかばんの中に小型カメラを忍ばせる手法で繰り返し女性のスカートの中を盗撮し、県の迷惑防止条例違反で逮捕された。

#### ■どう対処すればよかったのか

＜本人は・・・＞

- 盗撮は明らかに犯罪です。スリル感や満足感を味わうために、ゲーム感覚で行うものではないことを認識しましょう。
- 公務員には一般市民よりも高い倫理感が求められます。休日など公務外の時間であっても、公務員としての自覚を持って行動しましょう。
- 日頃から校長や同僚とコミュニケーションを図り、悩みや仕事を一人で抱え込まないようにしましょう。

＜校長・同僚は・・・＞

- 校内研修を実施し、盗撮などの性犯罪は極めて重大な非違行為であり、児童生徒や保護者、地域住民の方々だけでなく、県民全体の教育に対する信頼を大きく損なうということについて、教職員一人ひとりが理解を深めましょう。
- 教職員が悩みを相談しやすい雰囲気醸成し、風通しのよい明るい職場環境づくりに努めましょう。特に孤立しがちな教職員や悩みを抱えていそうな教職員とは、積極的にコミュニケーションを図りましょう。

### 【事例3（わいせつな行為）】

C教諭は、所属校の女子生徒から相談を受けていたが、次第にメールで連絡を取り合うようになった。その後、頻りに校外で会うようになり、県外へドライブに出かけ、一緒に宿泊した。その際、C教諭は当該生徒と性的な関係を持ったため、当該県の青少年健全育成条例違反で逮捕された。

#### ■どう対処すればよかったのか

##### <本人は・・・>

- 教職員と生徒という関係において、仮に相手が好意を寄せたとしても、恋愛関係になることは絶対に許されないことです。教職員が独身であっても同じです。周辺に多大な迷惑を掛けるだけでなく、他の生徒や保護者との信頼関係を壊すことになることを認識しましょう。
- 生徒との私的なメールのやり取りはやめましょう。指導上、やむを得ずメールを使用する場合や、1対1での相談が必要な場合には、メールや相談の内容を他の教職員に伝え、情報の共有を図りましょう。
- 特に内容が深刻な相談などについては、他の教職員と対応方法を協議するなどし、一人で抱え込まないようにしましょう。

##### <校長・同僚は・・・>

- 生徒指導については、個々の教職員に任せ切りにするのではなく、生徒の状況に応じて複数の教職員で情報を共有しながら対応しましょう。
- 頻りにプレゼントの交換など、生徒と教職員という間柄を越え親しくしていることがないか、互いに注意し、必要に応じて管理職に相談するようにしましょう。
- セクハラ相談窓口を児童生徒・保護者に周知しましょう。

### 【事例4（ストーカー行為）】

D教諭は、担任する生徒について保護者から相談を受けているうちに、保護者が自分に異性として好意を寄せていると思い込み、保護者が拒んでいるにもかかわらず、交際を求めるメールを再三にわたり送るなどした。

#### ■どう対処すればよかったのか

##### <本人は・・・>

- 教職員という立場を常に意識し、生徒や保護者とは決して対等な関係にないということを感じましょう。
- 保護者との連絡には、職場の電話やパソコンを利用しましょう。やむを得ず私用の携帯電話等を利用する場合でも、通話やメールの内容については、公私の区別をきちんとつけましょう。
- ちょっとした不用意な言動がセクハラなど大きな問題につながってしまうおそれは、誰にでもあります。普段から相手の身になって節度ある言動に心掛けましょう。

##### <校長・同僚は・・・>

- 校内研修を実施し、ストーカー行為やセクハラが重大な人権侵害に当たる行為であること、軽はずみな言動がストーカー行為やセクハラと受け止められる可能性があることについて、教職員一人ひとりが理解を深められるよう努めましょう。
- 職場でも私用の携帯電話を利用して保護者と連絡をとっている、業務に関係のない私物が多いなど、公私の区別があいまいになっていないか、互いに注意しましょう。
- セクハラ相談窓口を児童生徒・保護者に周知しましょう。

## 【事例5（個人情報の紛失等）】

E教諭は、学習教材を作成するため、データをUSBメモリに保存して帰宅する途中、立ち寄ったスーパーマーケットの駐車場で車上荒らしに遭い、USBメモリを盗まれた。USBメモリには、担任している生徒の中間テストの点数等の個人情報が保存されており、数日後インターネットのサイトに生徒の氏名と中間テストの点数が掲載された。

### ■どう対処すればよかったのか

#### <本人は・・・>

- 個人情報はできるだけ校外に持ち出さないようにし、やむを得ずに持ち出す場合は、以下の点に注意しましょう。
  - ・必要な手続きを経た上で、持ち出す情報は必要最小限とすること。
  - ・持ち出した情報は、使用后速やかに削除すること。
  - ・万が一のことを考え、情報が保存されている記録媒体を自宅等に持ち帰る際は、常に身に付け寄り道をせずに帰宅する、ファイルを開く際のパスワードを必ず設定するなど、慎重な取扱いに努めること。

#### <校長・同僚は・・・>

- 個人情報については、平成18年の県教育委員会通知により、原則として学校外に持ち出すことが禁止されており、校務運営上やむを得ず持ち出す場合は、「可搬記録媒体の持ち出し許可申請台帳」に記入し、校長又は教頭の承認を得た上で必要最小限の情報を持ち出すこととされています。個人情報の流出や悪用による影響と併せ、学校内において周知徹底を図りましょう。

## 【事例6（体罰）】

F教諭は、部活動の指導に関して、練習試合でミスを繰り返した主将である部員に対し、集中を欠いたとして頬を平手で複数回叩き、鼓膜が破れるけがを負わせた。また、過去にも練習試合や練習でミスをした部員に対し、ボールを投げつける、頬や頭部を平手で叩く、暴言を浴びせる等の体罰を行っていた。

### ■どう対処すればよかったのか

#### <本人は・・・>

- 体罰は決して許されないことを常に自覚し、冷静な指導を行いましょう。
- 恫喝や命令による指導で試合に勝利しても、生徒の主体性を伸ばすことができず、また生徒が競技や練習を継続していく意欲を失うこともあります。生徒を一人の人間として尊重し、一人ひとりの主体性や技能・体力を高められるよう、指導者としての力量を向上させましょう。

#### <校長・同僚は・・・>

- 校内研修を実施するとともに、体罰によらない新たな部活動指導についての研修会へ参加を促すなど、教職員一人ひとりが体罰に関する正しい認識や対応を身に付けられるよう努めましょう。
- 頻繁に怒鳴り声が聞こえる等体罰の可能性が疑われる場合には、周囲の教職員が指導の様子に留意するなど、学校全体で体罰が発生しにくい環境づくりに努めましょう。

### 【事例7（体罰）】

G教諭は、自分が担任する生徒の学校での生活態度についての指導中、態度が悪いことに腹を立て、カッとなって生徒の襟首をつかみ、頬を平手で叩いた。その際、生徒は倒れてひざを打ち、打撲を負った。

#### ■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 常に冷静かつ客観的な視点を持って児童生徒を指導するよう心掛けましょう。カッとなった際には、深呼吸をする、6秒数えるなどして、自分を取り戻してから指導しましょう。
- 体罰に頼った指導は、問題の本質的な部分を教えることにならないだけでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生むおそれがあることを認識しましょう。
- 恫喝や命令による指導を行うのではなく、生徒を一人の人間として尊重し、一人ひとりの判断力を高められるよう、指導者としての力量を向上させましょう。

<校長・同僚は・・・>

- 校内研修を実施し、カッとなった際にも冷静に対応できるようにアンガーマネジメントの能力を高めるなど、教職員一人ひとりが体罰に関する正しい認識や対応を身に付けられるよう努めましょう。また、指導の際に声を荒らげることがある教職員については、日頃から注意し、一声掛けることを心掛けましょう。
- 指導が困難な生徒への指導については、複数の教職員が連携して指導に当たるなど、体罰が発生しにくい校内体制の整備に努めましょう。

### 【事例8（酒気帯び運転）】

H教諭は、金曜日の業務終了後、同僚と居酒屋で翌日の午前0時頃まで飲酒し、居酒屋近くの駐車場に停めてあった自家用車の中で仮眠をした。午前3時頃に目が覚めた際、酔いがさめたと感じ、自家用車を運転して帰宅する途中、物損事故を起こし警察官の取り調べを受けた。その際、酒の臭いがしたため、呼気検査が行われて呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転で現行犯逮捕された。

#### ■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 飲酒後は、正常な判断ができにくくなります。「運転代行を利用するつもり」「ホテルに泊まるつもり」であっても、予約がとれなかったり、これくらいなら大丈夫だろうと考えたりして飲酒運転に至ってしまう事例があります。運転代行やホテルを利用する場合は、飲酒前に予約をしましょう。
- 運転代行を利用する際には、必ず駐車場所までの運転を依頼し、自ら一切運転することのないよう注意しましょう。
- 体内でのアルコールの処理には時間がかかります。翌日、運転の予定がある時は飲酒しない、懇親会等の翌朝は公共交通機関を利用し自動車の運転はしないなど、自覚を持って飲酒運転の防止に努めましょう。

<校長・同僚は・・・>

- 校内研修を実施し、特に自ら認識がない場合でも飲酒運転となってしまう場合があることについて、教職員一人ひとりが理解を深めましょう。
- 飲酒運転については、職場の懇親会や同僚との飲酒の機会に関連し発生しているケースが多くあります。同僚を失わないためにも、飲酒会場に自家用車で来ていないか、帰宅等の手段は確保されているか、実際にその手段等を利用しているか、お互いに確認しましょう。

### 【事例9（スピード違反）】

I 教諭は、部活動の大会に出場する生徒の引率業務のため、公用で自家用車を運転中、一般道において速度違反取締り中の警察官に停止を求められ、35km/h の速度超過により検挙された。

#### ■ どう対処すればよかったのか

##### <本人は・・・>

- 大会参加等に際しては、余裕をもった日程を組むとともに、交通渋滞など不測の事態が生じた場合の対応を事前に考えておきましょう。
- 万が一遅れそうになった場合には、まずはその旨を会場に連絡するなど、慌てず冷静になって次善策を考えましょう。
- 冷静さを欠いた状態は、運転時の判断に悪影響を与え、事故や交通法規の違反につながるおそれがあります。「予定に遅れるよりも、事故を起こさないことの方が大切」と考え、冷静さを取り戻してから運転するようにしましょう。

##### <校長・同僚は・・・>

- 校内研修を実施し、教職員一人ひとりが交通安全について正しい認識を身に付けられるよう努めましょう。特に、飲酒運転や速度超過の運転は重大事故につながる危険性が高いことを認識し、日頃から互いに注意できる環境づくりに努めましょう。

## 教職員の非違行為対応マニュアル作成の手引き

本書はマニュアル作成の手引きです。平成 24 年 1 月作成の「学校危機管理マニュアル作成の手引き」と同様に、各校において実情に合ったマニュアルを作成し、活用されるようお願いします。

また、事案に対応する際は、事案の重大さ等によって、作成されたマニュアルを参考にしながら、柔軟に対応されるようお願いします。

平成 26 年（2014 年） 3 月

長野県教育委員会

# I 非違行為を防止するために必要な日常の取組

## 1 体罰

- (1) 体罰に対する正しい理解と認識を持つ。
  - ・「職場内研修」の実施等による啓発
  - ・「教職員の皆さんへ『体罰の根絶に向けて』」(H23.12 長野県教育委員会)の活用
- (2) 学校としての組織的取組
  - ・児童生徒の指導上の問題を一人で抱え込まないよう、生徒指導委員会等を中心に、組織で対応する。
  - ・「体罰根絶に向けた運動部指導者研修会」や「学校体育・スポーツ研究協議会」の研修内容について校内で伝達講習を行う。
  - ・児童生徒・保護者・教職員を対象とした定期的なアンケート調査の実施
  - ・児童生徒・保護者への第三者相談機関（毎年県教委から通知される）の周知徹底
- (3) 良好な人間関係づくり
  - ・職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係
  - ・児童生徒のシグナルを見落とさない児童生徒との人間関係

## 2 スクールセクシュアルハラスメント

- (1) セクハラに対する正しい理解と認識を持つ。
  - ・「職場内研修」の実施等による啓発
  - ・「なくそう スクール・セクハラ！」(H20.10 長野県教育委員会)の活用
- (2) 学校としての組織的取組
  - ・非違行為防止委員会の設置と活用
  - ・スクール・セクハラ相談窓口の設置と児童生徒・保護者への周知
  - ・児童生徒・保護者への第三者相談機関（毎年県教委から通知される）の周知徹底
- (3) 良好な人間関係づくり
  - ・職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係
  - ・児童生徒のシグナルを見落とさない児童生徒との人間関係

## 3 情報管理に関する事故

- (1) 情報管理に対する正しい理解と認識を持つ。
  - ・「職場内研修」の実施等により、情報セキュリティに対する意識高揚を図る。
- (2) 教職員の情報管理について周知徹底する。
  - ・重要情報資産は、原則持ち出し禁止。やむを得ず持ち出す際は、「校内情報管理マニュアル」に従い、事前に必ず校長の許可を得るとともに、常に身に付け寄り道をしないなど、慎重な取扱いに努める。
  - ・重要情報資産については、暗号化やパスワードの設定を行い、盗難や紛失に備える。
- (3) 重要情報資産を紛失した場合の対処方法について周知徹底する。
  - ・二次被害を防止するためにも、紛失の可能性のある段階で、校長に報告する。校長不在の場合は教頭に報告する。

#### 4 金銭事故（横領）

- (1) 学校内の会計に対する正しい理解と認識を持つ。
  - ・内部牽制が機能するための体制を構築し、一人だけで処理に当たることのないようにする。
  - ・「職場内研修」の実施等による啓発
  - ・学校徴収金等取扱マニュアルに基づく適切な会計処理を行う。
- (2) 教職員の服務規律の保持について周知徹底する。
  - ・管理職は、日ごろから私費会計の取扱いについて十分注意を払っておく。

#### 5 交通事故・交通法規違反

- (1) 交通法規の遵守を徹底する。
  - ・「職場内研修」の実施等による意識高揚
  - ・「飲酒運転の根絶!!」（長野県警察本部）の活用
- (2) 教職員の服務規律の保持について周知徹底する。
  - ・毎年4月1日に「安全運転の誓い」を書くとともに、運転免許の有効期限を確認する。
  - ・各校で定められた飲酒運転撲滅実践計画に基づく指導
- (3) 交通事故等を起こした場合の対処方法について周知徹底する。
  - ・まずは、人命救助
  - ・救急車の要請及び警察への通報、保険会社への連絡
  - ・直ちに校長に報告する。校長不在の場合は教頭に報告する。

## II 非違行為発生時の対応

非違行為発生時に対応が必要となる事項を類型別に、概ね時系列で示しています。事案によっては対応が前後する場合や、複数回の対応が必要な場合もありますので、柔軟に対応されるようお願いいたします。

※1：「●」は必須事項、「○」は状況に応じ対応が必要となる事項を示しています。

※2：「手引き」は「学校危機管理マニュアル作成の手引き」を示しています。

### 【初動対応】

#### ○けが人の救護等 <けが人がいる場合>

- ・応急措置を行うとともに、救急車の要請（119番通報）をする。
- ・詳細は、手引き2章2（4）「救急救命体制」を参考に対応する。

### 【初期対応】（当日から数日以内）

#### 1 非違行為の把握・確認

##### ●校長が非違行為の発生を把握

- ・把握の態様は、非違行為を起こした教職員からの報告、他の教職員からの報告、児童生徒や保護者からの相談、校内相談窓口や第三者相談機関からの連絡、匿名の通報、警察からの連絡、報道機関からの問い合わせ等、様々である。

- ・非違行為を起こした教職員が報告する際は、5W1Hを明確にする。

#### ●事実確認

- ・非違行為を起こした教職員、関係教職員、児童生徒（被害に遭った場合）等から事情を聴き、事実を確認する。
- ・児童生徒が被害者となった場合には、被害児童生徒の意向やプライバシーに十分配慮し、迅速に対応する。
- ・児童生徒から事情を聴く際は、威圧的な態度にならないよう注意する。
- ・教職員が逮捕された場合、警察に面会許可を求め、教職員と面会して必要な情報を収集する。また、家族や友人等、当該教職員と関わりの深い者からも情報を収集する。
- ・情報の紛失等の場合、心当たりのある場所だけでなく、可能性のある場所をくまなく探すとともに、発見できなかった時は紛失等をした情報の内容を特定する。
- ・金銭事故（横領）の場合、横領金額の確定に当たっては帳簿、通帳等を丁寧に確認する。

## 2 報告・通報・相談等

#### ●教育委員会への連絡・相談等

- ・事実確認後、直ちに市町村教委と県教委に、同時に電話で連絡する。
- ・その後、事故報告書（速報）を作成し、市町村教委と県教委に、同時に送付する。
- ・重要な情報が確認できた場合は、市町村教委と県教委へ適宜続報を入れる。
- ・常に情報の共有を図りながら、対応について相談する。

#### ○警察への通報・相談等 <犯罪である可能性のある場合等>

- ・横領、悪質な体罰など犯罪である可能性のある場合は、警察に通報・相談する。
- ・スクールセクシュアルハラスメントやストーカー行為など性犯罪の可能性のある場合は、被害者と話し合いながら警察に相談する。
- ・重要情報資産等の紛失、盗難等の場合は、警察に遺失届又は盗難届を提出する。

#### ○警察の捜査等への協力 <教職員が逮捕された場合等>

- ・学校が警察に家宅捜索された場合、捜査に協力しつつ、児童生徒や他の教職員の個人情報等の開示等について十分留意する。

## 3 取材対応

#### ○報道機関への対応 <報道機関からの問い合わせ等の可能性がある場合>

- ・報道機関からの問い合わせは、校長が非違行為の発生を把握していない段階で、また1回だけでなく複数回にわたって来る可能性がある。
- ・詳細は、手引き2章2（5）「報道機関への対応」を参考に対応する。

## 4 校内の体制整備等

#### ○対策本部の設置 <社会的影響が大きい場合（教職員が逮捕された場合、情報管理に関する事故の場合など）>

- ・情報を収集・分析し、非違行為対応マニュアルと照らし合わせ、教育委員会と相談しながら対応方針等を決定し、係ごとの役割分担を確認する。

・報道機関、警察、情報流出に関する相談など、外部対応のための校内窓口を一本化する。

●非違行為を起こした教職員について懲戒処分等が決定されるまでの間の処遇を決定

・児童生徒への影響を第一に考え、非違行為を起こした教職員に担任や部活動の顧問等を続けさせるか否か決定するなど、市町村教委、県教委と相談しながら対応する。

○教務会、学年会等の関係者会議の開催

＜非違行為を起こした教職員の校務分掌等を交替させる場合＞

・担任や部活動の顧問の交替、授業の補充、その他の校務分掌の交替等を決定する。

●緊急職員会議の開催

・非違行為の状況等を説明し、その後の対応に係る分担等を確認する。

## 5 被害者への説明・謝罪

○被害者への説明・謝罪 ＜被害者のある非違行為の場合＞

- ・被害者の意向やプライバシーに十分配慮して、誠意を持って謝罪・対応する。
- ・被害者が自校の児童生徒の場合は、保護者に連絡をとり、校長（教頭）と学級担任が被害者宅を訪れ、被害者と保護者に非違行為の説明と謝罪をする。被害者と保護者の同意が得られる場合には、非違行為を起こした教職員本人も同行させる。
- ・被害者が自校の児童生徒以外の場合は、非違行為を起こした教職員本人が謝罪を行い、必要に応じて校長（教頭）が被害者宅等を訪れ、非違行為の説明と謝罪をする。

## 6 児童生徒・保護者への説明・謝罪

●PTA会長等への説明・協力依頼

- ・PTA会長に非違行為の状況や今後の方針等を説明する。全校保護者説明会を行う場合には、併せて協力を依頼する。
- ・全校保護者説明会以外に、学級や部活動の保護者会で説明・謝罪をする場合には、PTA会長と併せ当該保護者会長にも非違行為の状況等を説明し、協力を依頼する。

○児童生徒への説明・謝罪 ＜軽微な非違行為以外の場合＞

- ・非違行為の内容と児童生徒への影響から、説明・謝罪をする児童生徒の範囲（担任する学級、顧問を務める部活動、全校など）を決定する。
- ・全校の児童生徒に説明・謝罪を行う場合には、事前に関係する児童生徒（担任する学級、顧問を務める部活動など）に対し、説明・謝罪をする。
- ・自校の児童生徒や保護者が被害に遭った非違行為の場合は、被害者のプライバシーやメンタル面のケアに特に注意しながら、説明・謝罪を行う。

○保護者への説明・謝罪 ＜軽微な非違行為以外の場合＞

- ・非違行為の内容と児童生徒への影響から、説明・謝罪をする保護者の範囲（担任する学級のみ、顧問を務める部活動のみ、全校など）を決定する。
- ・全校の保護者に説明・謝罪を行う場合には、事前に関係する児童生徒の保護者（担任する学級、顧問を務める部活動など）に対し、説明・謝罪をする。

- ・自校の児童生徒や保護者が被害に遭った非違行為の場合は、被害者のプライバシーやメンタル面のケアに特に注意しながら、説明・謝罪を行う。
- ・その他、手引き2章2（2）「避難・登下校対応、保護者との連携」を参考に対応する。

#### ○児童生徒等の心のケア

＜児童生徒等が非違行為の被害に遭った場合、特に重大な非違行為の場合等＞

- ・スクールカウンセラーと連携しながら対応を開始し、中・長期的に対応する。
- ・詳細は、手引き2章3（2）「児童生徒と保護者の心のケア」を参考に対応する。

### 7 記者会見等

#### ○【※原則として教育委員会が実施】懲戒処分前公表の記者会見

＜児童生徒に対するわいせつな行為等、飲酒運転等の重大な非違行為などの場合＞

- ・懲戒処分前公表の対象となる非違行為は、「教職員の非違行為に係る公表ガイドライン」（別添）の第2の2に定める非違行為とする。
- ・学校と教育委員会が連携し、原則として教育委員会が記者会見を実施する。
- ・記者会見については、手引き2章2（5）「報道機関への対応」を参考に対応する。

#### ○情報流出防止のための公表 ＜情報管理に関する事故の場合＞

- ・重要情報資産等の紛失、盗難等があった場合、情報の流出や悪用を防ぐため、学校と教育委員会が連携して記者会見を実施し、事実を公表する。
- ・記者会見については、手引き2章2（5）「報道機関への対応」を参考に対応する。

### 【中・長期対応】

#### ●再発防止策の検討・徹底

- ・収集した情報を分析し、非違行為発生の原因を導き出す。
- ・自校の児童生徒が被害者となったわいせつな行為など、特に重大な非違行為については、県教育委員会とも連携する。
- ・原因に対応する再発防止策を検討し、教職員に徹底することにより、非違行為の発生を防止する。